

令和 6 年 7 月 1 日
二豊ガス株式会社

取引の適正化及び料金の透明化に関する

自己適合宣言

この度、お客様がお使いの液化石油ガス（LP ガス）の保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）の一部が改正され、LP ガス業界におけるこれまでの商慣行について、是正・改革による取引の適正化及び料金の透明化を図るべく規制が導入されることとなりました。

これを受け、二豊ガス株式会社では、これを遵守し以下の取り組みにより、お客様から信頼され地域社会の豊かな未来づくりに貢献できる会社を目指すことを宣言いたします。

1. 過大な営業行為の制限

- ① 正常な商習慣を超える利益供与や、お客様の事業者選択を制限するような契約の締結はいたしません。

2. 料金の透明化

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる「三部料金制」（設備費用の外出し表示）を徹底いたします。
- ② LPガスの消費と関係ない設備費用を、LPガス料金へ計上いたしません。賃貸住宅向けの LP ガス料金においては、ガス機器等の消費設備費用についても LPガス料金へ計上いたしません。
- ③ LPガス料金等の情報提供については、オーナー様、不動産管理会社様等と連携し事前にLPガス料金を提示するよう努めます。
- ④ 入居希望者からLPガス料金等の情報提供要請があればこれに応じます。

（注）上記①は新規・既存契約とも適用。②は新規契約のみ適用。

3. その他資源エネルギー庁が推進された液化石油ガス法改正省令を遵守するべく、弊社において、社内教育の徹底、取り組みの浸透を図ってまいります。